

太陽光発電設備等の共同購入事業に係るプロポーザル公募要領

令和7年1月28日
岐阜県環境生活部脱炭素社会推進課

第1 事業の趣旨・目的

岐阜県（以下「県」という。）は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指しており、岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例を制定するとともに、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画を策定し、県民、事業者の皆様と行政などあらゆる主体が連携しながら、地球温暖化対策を進めています。

目標の実現に向けては、日常生活で消費するエネルギーにおいて、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの割合を飛躍的に高めていくことが不可欠です。

今回実施する太陽光発電設備等の共同購入事業（以下「本事業」という。）は、家庭や事業者に対し太陽光発電設備等の購入希望者を募り、太陽光発電設備等を購入しやすい機会を提供することにより、県民や事業者の地球温暖化対策に係る機運醸成及び再生可能エネルギーの普及拡大を図ることを目的とします。

本要領は、岐阜県が共同で本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたって、必要な事項を定めるものです。

第2 募集の内容

1 事業名

太陽光発電設備等の共同購入事業

2 業務内容

別紙「太陽光発電設備等の共同購入事業に係る仕様書」のとおり

3 業務期間

協定締結日から令和8年6月30日（火）まで

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

また、単独の法人等にあつては下記①から⑨までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員は⑩を満たし、かつ代表構成員を含むすべての共同体の各構成員が①から⑩までのすべての要件を満たしていることとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② プロポーザル評価会議を開催する日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に記載されている者であること。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
ア 破産者で復権を得ない者
イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、

- 岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
 - ⑥ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
 - ⑦ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
 - ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
 - ⑨ 県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
 - ⑩ 共同体の各構成員は、プロポーザルに参加する他の参加者を兼ねていないこと。
 - ⑪ 共同体の代表構成員の出資比率は、当該共同体の構成員の出資比率のうち最大であること。

2 企画提案書の作成

以下について様式2の記載事項に沿って作成してください。なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、仕様書の内容に加えて、提案事項等に関して可能な限り具体的に記載してください。

(1) 企画案の内容等

- ① 事業の広報、購入希望者の募集
 - ・ 広報手段とその手段を選択した理由
 - ・ 太陽光発電設備及び蓄電池の利用促進につなげる広報の工夫点
- ② WEBサイトの構築及び運営
 - ・ 購入希望者等にとって分かりやすく、利用しやすいWEBサイト構築に向けた工夫点
 - ・ データの漏えい、改ざん等を防ぎ、個人情報を保護するためのセキュリティ対策
- ③ 施工事業者の公募及び選定
 - ・ 入札に参加できる施工事業者選定における審査項目
 - ・ 太陽光発電設備及び蓄電池の設置・オプションについて対応できる施工事業者の選定方法
- ④ 問合せ及び苦情、リスク対応
 - ・ 本事業実施に当たり想定できるリスクおよび対応策
- ⑤ 施工監理・検査
 - ・ 専門的な知見を有する者による施工監理や検査がなされるか
- ⑥ 購入希望者への情報提供
 - ・ 太陽光発電設備の購入が初めての方へも分かりやすく明確な情報提供の工夫点
- ⑦ 事業実績
 - ・ 本事業と同等又は類似の事業実績
- ⑧ その他
 - ・ 事業効果をさらに引き出すための独自の取組みがある場合

(2) 実施スケジュール

各月における業務計画を明示した実施スケジュール

(3) 実施体制

業務の実施体制（従事者の名簿及び役割分担、委託先（予定）、委託内容などを含む）

(4) 業務を実施するにあたっての法人の特色及び優位性

業務を実施する上で、過去の類似業務実績、スタッフの実績等、他の法人と比較した優位性

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

- ① 公募要領等の公表・配付
令和7年1月28日(火)～令和7年2月18日(火)
- ② 公募要領等に関する質問受付
令和7年1月28日(火)～令和7年2月18日(火)
- ③ プロポーザル参加申込受付
令和7年1月28日(火)～令和7年2月18日(火)
- ④ 企画提案書の受付
令和7年1月28日(火)～令和7年2月25日(火)
- ⑤ 評価会議
令和7年2月28日(金) 午前
- ⑥ 評価結果の通知・公表
令和7年3月中旬

※ 配付及び受付日は、県の機関の休日を除く。

(2) 公募要領等の配付時間

午前8時30分～午後5時15分

(3) 公募要領等の配付場所

岐阜県 環境生活部 脱炭素社会推進課 温暖化・気候変動対策係
(岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁9階)

※ 公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル>
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/407437.html>) からダウンロードしてください。なお、郵便等での配付は行いません。

(4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書提出方法
プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、令和7年2月18日(火)午後5時15分までに、質問書(別添1)を脱炭素社会推進課あてにFAX、電子メール(ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。)又は郵送により提出してください。
- ② 回答
質問に対する回答は、随時、岐阜県庁ホームページ「トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル> (<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/407437.html>) 上にて公表します。

(5) プロポーザル参加申込書の提出方法

- ・ プロポーザル参加希望者は、令和7年2月18日(火)午後5時15分までに、プロポーザル参加申込書(様式1)を脱炭素社会推進課まで持参または郵送にて提出してください。
- ・ 郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、午後5時15分までに脱炭素社会推進課に到着したものを有効とします。
- ・ 電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

(6) 企画提案書等、書類の提出方法

- ① 提出書類
 - ア 企画提案書(様式2)
 - イ 法人等概要書(様式3)
 - ウ 法人に関する書類
 - ・ 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から3か月以内のもの)またはその写し
 - ・ 直近事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - エ 誓約書(様式4)
 - オ SDGsへの取組み(様式5)
 - カ 共同体構成員表(共同体でプロポーザルに参加を希望する場合のみ)(様式6)
 - キ 太陽光発電設備等の共同購入事業に関する共同体協定書の写し(共同体でプロポーザルに参加を希望する場合のみ)(様式7)

※共同体で参加申込みする場合、上記アからオの書類はすべての構成員について提出すること。

② 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

③ 提出方法

企画提案書等を令和7年2月25日（火）午後5時15分までに、郵便又は持参のいずれかの方法で脱炭素社会推進課に提出してください。

持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに脱炭素社会推進課に到着したものを有効とします。

郵送の場合、必ず「簡易書留」としてください。

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

ア 「第5 選定に係る事項」における評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

エ 企画提案書類に虚偽の記載を行った場合

オ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤ 提出書類の返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の必要な書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ プロポーザル参加者が共同体である場合は、その構成する法人が業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。

ウ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

オ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、参加辞退届（別添2）を脱炭素社会推進課温暖化・気候変動対策係に持参又は郵送により提出してください。

カ 提出書類の大きさは、日本産業規格A4縦型（一部A3判資料使用可）で統一してください。

キ 提出書類に不足がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、企画提案書の記載事項の変更、差し替え若しくは再提出など、当該範囲を超えるものにあつては、その補正を認めません。

ク 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

第4 選定に係る事項

1 評価方法

別に定める構成員により構成されるプロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）において行います。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和7年2月28日(金) 午前

(2) 開催場所

岐阜県庁内会議室(※予定、詳細は別途通知します)

(岐阜県岐阜市藪田南2-1-1)

(3) プロポーザルの所要時間

プレゼンテーションは20分間です。その後、構成員からの質疑を行います。

(4) 注意事項

ア 評価会議への出席は2名までとします。

イ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

ウ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象としません。

エ プレゼンテーションは紙資料を用いて行うものとします。(プレゼンテーション機器の使用は認めません。)印刷した資料を企画提案書受付期限までに6部提出してください。

3 評価項目及び評価内容

別表の評価基準のとおりです。

4 協定の相手方の決定

評価会議において選定された最優秀提案者を協定の相手方に決定します。

なお、評価会議において最優秀提案者が選定されなかった場合は、本業務の公募を再度検討します。

5 提案者が1者またはない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、または提案者がない場合には、再度公募を検討します。

6 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ホームページ上で公表します。なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全プロポーザル参加者の名称(申込順)
- ③ 全プロポーザル参加者の評価点(得点順、応募者の名称は秘匿)
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ その他

※ プロポーザル参加者が2者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、③は公表しないこととします。

第5 協定の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、業務の内容を確定させたいうで、協定を締結します。

協定の内容は、県が事前に設定した内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により最終的に決定します。なお、選定した協定候補者と県との間で行う業務の内容について協議が整わなかった場合には、評価結果においてその総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

本プロポーザルで選定された事業者(以下「事業実施者」という。)は、事業実施者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報保護

事業実施者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

事業実施者は、業務を行うに当たり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、協定終了後も同様とします。

4 実施計画書の提出

事業実施者は、協定締結後、速やかに事業計画書、実施体制表及び実施スケジュールを作成し、県の承認を得てください。また、業務の実施にあたっては、県と協議の上で行ってください。

5 実施報告書の提出

事業実施者は、業務終了後速やかに、仕様書の内容を満たしていることが確認できる業務実績報告書を提出してください。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

事業実施者との協定期間中において、事業実施者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 事業実施者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

事業実施者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は協定の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、事業実施者が賠償するものとします。なお、次期事業実施者が円滑かつ支障なく当業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び事業実施者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、協定期間終了若しくは協定の取消しなどにより次期事業実施者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁9階）

岐阜県 環境生活部 脱炭素社会推進課 温暖化・気候変動対策係

TEL：058-272-1111（内線）2945

FAX：058-272-8407

電子メールアドレス：c11268@pref.gifu.lg.jp

評価基準

1 評価の方法について

- ① 下記の「評価項目及び評価内容」に基づき、各項目の合計を100点満点として採点し、点の合計により評価点を算出する。なお、各構成員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各構成員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ② 構成員別に提案者ごとの評価点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0点の順位点を付与する。
ただし、評価点同順位の提案者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となった提案者の数で除して得られる点数を付与する。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。
ただし、同点の場合は提案者らによるくじ引きにより順位を決するものとする。
- ④ 最も順位の高い者を最優秀提案者として選定する。

2 評価項目及び評価内容について

- ・ 下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目及び評価内容	配点				
	優良	良	普通	やや劣	劣
1 実施体制に関する項目 (30点)					
① 本事業を効果的に実施できる実施体制となっているか。 (技術者、専門員の配置、組織、人員サポート体制など)	10点	8点	5点	2点	0点
② 本事業と同等または類似の事業実績があるか。	10点	8点	5点	2点	0点
③ 健全な財務状況にあるか。	10点	8点	5点	2点	0点
2 企画提案に関する項目 (65点)					
① 購入希望者を募集するに当たり、効果的で分かりやすく、申込みを促す広告宣伝の手法（使用する媒体）や内容となっているか。	15点	12点	8点	4点	0点
② 購入希望者にとって分かりやすく、利用しやすいWebサイトであるか。 また、Webサイト運用においてメンテナンス体制、セキュリティ対策及び個人情報の適切な取り扱いがなされているか。	10点	8点	5点	2点	0点
③ 施工事業者の選定にあたり、導入する製品に係る要件を具体的に定めた上で募集し、財務状況・履行能力等を考慮して安全かつ確実に施工できる業者の選定基準を具体的に設けているか。また、選定手順において、透明性・中立性が確保された手法がとられているか。	10点	8点	5点	2点	0点
④ コールセンターの設置等により、問合せや苦情等に対応できる運用体制や方法がとられているか。	10点	8点	5点	2点	0点
⑤ 想定されるリスク、トラブルへの対応策が講じられているか。 (購入希望辞退者を減らす方策、購入希望者に関し想定される全般的なトラブル防止策、施工事業者の倒産リスク対策、施工事業者との契約手続きに関するトラブル防止策等)	10点	8点	5点	2点	0点
⑥ 専門的な知見を有する者による施工管理や検査がなされているか。	10点	8点	5点	2点	0点
3 SDGs への取組みに関する項目※共同体の場合は共同体総体で5点までとする (5点)					
① 環境・社会・経済といったSDGsの三側面への取組みがなされているか。	0点～5点				
評価点 (1 + 2 + 3) (100点)	点				

年 月 日

太陽光発電設備等の共同購入事業プロポーザル参加申込書

岐阜県知事 様

(参加申込者)

法人名称

所在地

代表者職氏名

印

連絡先 (電話番号)
(Fax 番号)
(電子メール)

私は、太陽光発電設備等の共同購入事業に係るプロポーザル公募要領に基づき、太陽光発電設備等の共同購入事業プロポーザルに参加します。

岐阜県知事 様

太陽光発電設備等の共同購入事業 企画提案書

所在地：

法人名称：

代表者職氏名：

印

※ 適宜行間を調整して作成してください。

※ 公募要領、仕様書及び別表審査項目を参考に、以下の各項目について、できる限り具体的かつ簡潔に記載してください。

1 企画案の内容等

- ① 事業の広報、購入希望者の募集
 - ・ 広報手段とその手段を選択した理由
 - ・ 太陽光発電設備の利用促進につなげる広報の工夫点
- ② WEBサイトの構築及び運営
 - ・ 購入希望者等にとって分かりやすく、利用しやすいWEBサイト構築に向けた工夫点
 - ・ データの漏えい、改ざん等を防ぎ、個人情報を守るためのセキュリティ対策
- ③ 施工事業者の公募及び選定
 - ・ 入札に参加できる施工事業者選定における審査項目
 - ・ 太陽光発電設備及び蓄電池の設置・オプションについて対応できる施工事業者の選定方法
- ④ 問合せ、苦情の申し立て、リスクへの対応等
 - ・ 本事業実施にあたり想定できるリスクおよび対応策（想定される全般的なトラブル防止策、施工事業者との契約手続きに関するトラブル防止策、施工事業者が倒産した場合の対応等）
- ⑤ 施工監理・検査
 - ・ 専門的な知見を有する者による施工監理や検査がなされるか
- ⑥ 購入希望者への情報提供
 - ・ 太陽光発電設備の購入が初めての方へも分かりやすく明確な情報提供の工夫点
- ⑦ 事業実績
 - ・ 本事業と同等又は類似の事業実績
- ⑧ その他
 - ・ 事業効果をさらに引き出すための独自の取組み

2 実施スケジュール

(各月における業務計画を明示した実施スケジュールを記載してください。)

3 実施体制

(業務の実施体制(従事者の名簿及び役割分担、委託先(予定)、委託内容などを含む)を記載してください。)

4 業務を実施するに当たっての法人の特色及び優位性

(業務を実施する上で、過去の類似業務実績、スタッフの実績等、他の法人と比較した優位性があれば記入してください。)

法人等概要書

名 称 (ふりがな)	()
所 在 地	(〒)
設 立 年 月 日	西暦 年 月 日
資 本 金	円
売 上 高	円 (年 月期実績)
税引前当期利益	円 (年 月期実績)
代 表 者	役職 氏名
従 業 員 数	名 (うち、正規雇用者 名)
担 当 者 氏 名	
担 当 者 連 絡 先	(〒) 住所 電話番号 : FAX : 電子メール :
理 念 活 動 目 的 等	
事 業 内 容	
事業の主な特色・ 実績等	

※ 各項目の幅は、適宜調整してください。なお、1枚以内に納めてください。

誓約書

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
法人名称
代表者職氏名

印

太陽光発電設備等の共同購入事業に係るプロポーザルに参加するに当たり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 太陽光発電設備等の共同購入事業に係るプロポーザル公募要領の参加者要件を満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。

SDGs への取組み

法人名称：

下表の「評価の要件」を確認し、該当するものにチェックを入れてください。
 (「障がい者雇用」については、(1) (2)のいずれか該当する方にチェック願います。)
 ※各項目の左側(達成等)をチェックした場合は、それを証明する「添付書類」を添付してください。

項目	評価の要件
環境面の取組み (1点)	◆ エコアクション21 <input type="checkbox"/> 登録されている <input type="checkbox"/> 登録されていない (添付書類) ・登録状況が分かる書類の写し
社会面の取組み (1点)	(1)障がい者雇用促進法に規定する障がい者雇用状況の報告義務を有する事業者(従業員40人以上) ◆ 令和6年6月1日現在の障がい者の法定雇用率(2.5%) <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 未達成 (添付書類) ・令和6年6月1日現在で、主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した「障がい者雇用状況報告書」の写し (2)障がい者雇用状況の報告義務が無い事業者(従業員40人未満) ※(1)以外の事業者 ◆ 現時点での障がい者の雇用状況 <input type="checkbox"/> 1人以上採用している <input type="checkbox"/> 採用していない (添付書類) ・障がい者を雇用していることを証明する書類 ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の写し(提出にあたっては、利用目的を明らかにしたうえで、本人の同意を得てください。) ・雇用保険被保険者資格取得時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」(公共職業安定所において印字されたもの)の写し
経済面の取組み (1点)	◆ 経済産業省「DX認定制度」の認定状況 <input type="checkbox"/> 登録して(認定されている) <input type="checkbox"/> 登録して(認定されていない) (添付書類) ・登録状況が分かる書類の写し(有効期間内のもの)
ぎふSDGs推進パートナー登録制度への登録状況 (最大2点)	◆ ぎふSDGs推進パートナーであるか <input type="checkbox"/> シルバーパートナー(1点) <input type="checkbox"/> ゴールドパートナー(2点) <input type="checkbox"/> 登録していない (添付書類) ・登録状況が分かる書類の写し(有効期限内のもの)

共同体構成員表

年 月 日

岐阜県知事 様

共同体の名称

構成員（代表者） 所在地
法人名称
代表者職氏名 印

構成員 所在地
法人名称
代表者職氏名 印

構成員 所在地
法人名称
代表者職氏名 印

※構成員の数に応じて加筆・修正してください。

このたび、太陽光発電設備等の共同購入事業に係るプロポーザルに参加するため、共同体を結成しましたので届け出ます。

太陽光発電設備等の共同購入事業に関する共同体協定書

第1条（目的）

当共同体は、太陽光発電設備等の共同購入事業及び当該業務の付帯業務を共同連帯して営むことを目的とする。

第2条（名称）

当共同体は、
（以下「共同体」という。）と称する。

第3条（共同体の事務所の所在地）

共同体は、事務所を
に置く。

第4条（成立の時期及び解散の時期）

1 共同体は、本協定書の締結の日に成立し、業務完了後、実績報告書を提出し、その報告内容について県の承認が得られるまで、解散しない。

2 前項の規定にかかわらず、共同体は、他の法人その他の団体が当該事業を県と契約締結したとき、又は構成員の脱退若しくは除名により当該共同体の構成員が1団体となるときは、解散する。

第5条（構成員の名称及び所在地）

共同体の構成員（以下「構成員」という。）は、次の表のとおりとする。

名称	所在地

第6条（代表者の名称）

共同体は、
を代表法人（以下「代表法人」という。）とする。

第7条（代表者の権限）

代表法人は、次の権限を有するものとする。

- (1) 当該業務プロポーザルに係る提出書類の作成及び提出
- (2) 県との契約の締結
- (3) 当該業務についての委託料の請求及び受領
- (4) その他当該業務に係る岐阜県との折衝

第8条（構成員の業務分担及び責任）

1 構成員は、共同体の業務を次の表のとおり分担し、責任を持って履行するものとする。

構成員の名称	分担する業務

2 構成員は、前項の業務の履行及びその履行に伴い共同体が負担すべき債務の履行に関し、連帯して責任を負う。

第9条（取引金融機関）

共同体の取引金融機関は、代表法人の名義の預金口座によって取引するものとする。

第10条（権利義務の譲渡の制限）

本協定書に基づく共同体及び構成員の権利義務は、他者に譲渡することができない。

第11条（構成員の脱退）

- 1 構成員はやむを得ない事由があるときは、共同体を脱退することができる。
- 2 前項の場合のほか、構成員は、破産手続開始の決定を受けたことをもって脱退する。

第12条（構成員の除名）

- 1 構成員の除名は、正当な事由がある場合に限り、あらかじめ協議会の承認を得て、他の構成員の一致によりすることができる。
- 2 前項の規定により構成員を除名したときは、その旨を当該構成員に通知しなければならない。

第13条（解散後の瑕疵担保責任）

当共同体が解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があった時は、各構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

第14条（協定書に定めのない事項）

本協定書定めのない事項については、構成員の協議により定めるものとする。

年 月 日

構成員（代表者）	所在地 名 称 代表者職氏名	印
構成員	所在地 名 称 代表者職氏名	印
構成員	所在地 名 称 代表者職氏名	印

※ この様式を参考に共同体の協定書を作成し、その写しを提出してください。

岐阜県環境生活部脱炭素社会推進課長 様

公募要領等に関する質問書

太陽光発電設備等の共同購入事業に係るプロポーザル公募要領等について、質問事項がありますので提出します。

所在地：
法人名称：
担当者名：
電 話：
F A X：
電子メール：

質問項目	内容
・公募要領・仕様書の別 ・項目 ページ数等	

(注 意) 質問事項は、簡潔に記載してください。

(提出先) 岐阜県環境生活部脱炭素社会推進課温暖化・気候変動対策係

F A X : 058-272-8407

E-mail : c11268@pref.gifu.lg.jp

太陽光発電設備等の共同購入事業プロポーザル参加辞退届

岐阜県知事 様

(辞 退 届 出 者)

所 在 地

法 人 名 称

代表者職氏名

印

連 絡 先 (電 話 番 号)

(FAX 番 号)

(電 子 メ ー ル)

太陽光発電設備等の共同購入事業に係るプロポーザルについて、下記の理由により辞退します。

記

辞退の理由